

法人名：

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

設立年月日

平成3年8月1日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 斉藤 永吉	基本財産等	577,230千円	県出資等額及び比率	300,000千円	(52.0%)	所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課					
設立目的	暴力団による不当な行為を防止するために必要な事業を行い、暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、県民生活の安全と平穏の確保に寄与すること。												
事業概要	暴力団員による不当行為予防の広報活動 民間暴力団排除組織への支援活動 暴力団の不当行為に関する相談活動 少年に対する暴力団の影響排除活動 暴力団からの離脱援助、社会復帰支援活動 暴力団事務所の使用差止訴訟活動 不当要求防止責任者講習の実施 不当要求情報管理機関の業務支援 暴力団による不当要求の被害者支援 少年指導員研修 関係機関との情報収集、情報交換、調査研究事業												
関連法令、県計画	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項												
役員数 (R7.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				3	3
	1	8		2		7	1	17		役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。			

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項に規定されている事業について確実な運営に努める。 ○安定した経営基盤を維持するため、賛助会員の確保と新規獲得及び基本財産の適切な運用により、経営の安定化と収支相償を図る。				
取組	○暴力団員による不当な行為の予防等に関する広報啓発活動、民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動、同行為等に関する相談活動、少年への暴力団からの影響を排除する活動、暴力団離脱者等に対する支援活動、暴力団事務所の使用差止訴訟活動、暴力団員からの被害を防止するための講習等の開催、被害者の救済・支援活動、調査研究活動等を推進する。 【目標】暴力団壊滅秋田県民大会の定期的な開催と責任者講習(半年度25回、目標受講者数720人、目標顧客満足度指数75)の実効ある計画的な開催に取り組む。 ○法人の目標を達成するため、各種講習、講演、研修及びイベントでの広報啓発活動や広告等を活用した呼び掛けによる賛助会員の獲得と、基本財産の適切な運用を図り、収支相償を図る。 【目標】目標賛助会費納入額8,200千円				

3 財務

正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
経常収益	16,994	16,702
基本財産・特定資産運用益	6,551	6,537
受取会費・受取寄附金	7,695	7,446
受託事業収益	2,715	2,715
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金		
その他の収益	33	
経常費用	16,050	18,369
事業費	11,167	13,326
管理費	4,883	5,043
人件費(事業費分含む)	7,549	9,492
当期経常増減額	944	1,667
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	944	1,667
当期指定正味財産増減額	84	109
当期正味財産増減額合計	1,028	1,558

貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
流動資産	7,570	6,087
固定資産	590,448	590,352
資産計	598,018	596,439
流動負債	321	300
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	321	300
指定正味財産	581,795	581,904
うち基本財産充当額	577,190	577,300
一般正味財産	15,902	14,235
うち基本財産充当額	12,761	12,761
正味財産計	597,697	596,139
負債・正味財産計	598,018	596,439

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	105.9%	90.9%	15.0
流動比率 (流動資産÷流動負債)	2358.3%	2029.0%	329.3
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	99.9%	99.9%	+0.0
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

要支給職員なし。

法人名：

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【令和6年度実績】 ○第33回暴力団壊滅秋田県民大会の開催（前年度：第32回大会の開催） ○不当要求防止責任者講習：回数25回、738人、顧客満足度指数89 （前年度：回数25回、受講者742人、顧客満足度指数90、 目 標：回数25回、受講者720人、顧客満足度指数75） ○賛助会費納入額：7,420千円（前年度：7,695千円、目標：8,200千円）			【令和6年度実績】 ○経常収益：16,702千円（前年度：16,994千円） ○経常費用：18,369千円（前年度：16,050千円） ○経常増減額：1,667千円（前年度：944千円）		
【自己評価】			【自己評価】		
○行動計画に沿った暴力団壊滅秋田県大会の開催及び不当要求防止責任者講習については目標を達成した。 ○新聞、ラジオ等の各種媒体や責任者講習等での広報啓発活動、適切な暴力相談（99件受理：前年度71件受理）など、法に規定された事業を確実に推進した。 ○賛助会費の納入額に関しては、会員である事業所の閉所や合併等を理由とする退会者が増加し、新規入会者が少なかったことから目標は達成できなかった。今後は、各種会合や事業者への働きかけ、広報活動などにより目標達成に努める。 ○県民に向けて、当法人の事業を周知し新たな事業を推進するため、現在所有する債券を見直し経常収益増加を計画した。			○経常収益については、賛助会員の減少により、前年度から292千円減少した。 ○経常費用の増額は、令和5年度に予定外に退職した職員を補充したため人件費が増額したことや、外注している広報啓発用の各種印刷代が値上がりしたことなどが影響した。 ○単年度の経常収支比率が-5%以上となったが、予定どおり職員を補充したことに伴う人件費増額が主な要因であり、一昨年度の余剰金で補填していることからA評価とした。		
評価			A		

所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【所管課評価】			【所管課評価】		
○行動計画に掲げた目標は概ね達成されているが、未達成であった賛助会費納入額確保に努め、暴排思想を県民に浸透させ、法人活動への賛同と理解を得られるよう、引き続き目標達成に向けた活動に取り組んでいきたい。			○単年度の収支均衡は達成することができなかったが、これは予定どおり職員を補充したことに伴うもので、一昨年度の余剰金で補填しており、経営は概ね安定していることからA評価と認められる。 ○収益に関しては、賛助会費納入額について目標を達成することができなかったことから、賛助会員の確保につながる取組を推し進め、安定的な経営を継続してもらいたい。		
評価			A		

委員会評価

総合評価 法人全体の取組・運営状況に関するコメント	
A	○行動計画に定める賛助会費納入額については目標を達成できなかったものの、計画的に事業を実施しており、顧客満足度も高いことから、公益的事業の安定実施に取り組んでいると評価できる。 ○収支均衡を図るためにも、賛助会員の増加が重要であることから、引き続き県民への周知にも力を入れてもらいたい。

【委員からの提言】

○安定的経営の継続や公益的事業の安定実施の観点においては、賛助会員の退会理由の分析や法人の取組の積極的なPRなど、賛助会費納入額や寄附金収入の増収に向けた各種取組の推進を図る必要がある。 ○行動計画において、賛助会費納入額の目標ベースとなる「賛助会員数」についても、目標を設定されたい。
--

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○経営の安定を維持し、公益的事業を滞りなく継続する観点から、賛助会員の退会理由の分析を行い、会員数の確保に努めるほか、増加に向け、当センターのPRにつながる各種活動を積極的に行う。また、必要な財源を確保するため、債券の買換等を実施する。 ○賛助会員数については、次期行動計画において目標値の設定を検討する。	○暴力団排除思想の普及及び法人活動が県民に理解されるよう、各種会議等において、法人活動の周知に努めるとともに、不当要求防止責任者を選任していない事業者に対して選任を働きかけることにより、賛助会員の拡大及び賛助会費の確保に向けた取組をバックアップしていく。 ○実情を見据えた賛助会員数の目標値の設定について、法人に促していく。

法人名 (公財)秋田県暴力追放運動推進センター

令和 7 年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団による不当な行為を予防するために必要な事業を行い、及び暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、市民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の講習を行うこと。
- (8) 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当

該情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団の実態を把握し、効果的な追放運動を推進するため、関係機関、団体と連携した情報交換活動による調査及び資料収集活動を行うこと。
- (12) 前各号の事業に附帯する事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項に規定する事業計画書及び収支予算書等については、当該書類を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
（評議員の職務及び権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項

及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

第6章 役員等

(役員の設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなつたときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によつて解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第35条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。ただし、副会長のうち1名は秋田県警察本部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べるすることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べるすることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第37条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 法人運営に関する規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第42条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項の定めによるものとする。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 足

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は新開 卓、業務執行理事は伊東幸博とする。
- 4 この法人の最初の理事は、新開 卓、伊東幸博、細谷敏夫、桜田裕之、佐藤實、桑原 功、内藤 徹、鏈田良雄、木村秀三とする。
- 5 この法人の最初の監事は、村岡淑郎、大沼文哉とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、内村和人、目黒 勵、鈴木 清、高木研一、新井昌吉、堀江敏明、保坂勝信とする。

附 則

この定款は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

出資・出捐者名簿

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

令和7年4月1日

区 分	数	備 考
県	1	
市町村	25	
民間	1145	※団体名、個人名は事業の性質上公表していません。

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	斉藤 永吉	元(株)北都銀行 名誉顧問
2	専務理事	清水 秀昭	元県警職員
3	理事	太田 春海	(公社)秋田県防犯 協会連合会会長
4	理事	田中 伸一	秋田弁護士会弁 護士
5	理事	佐々木雅幸	(公社)秋田県トラック協会専 務理事
6	理事	長門 孝一	(公社)秋田県宅地建物取引業 協会専務理事
7	理事	辻 昭久	(協組)秋田県卸 センター理事長
8	理事	近藤 悦応	秋田県農業協同組 合中央会常務理事
9	理事	松山 智	(株)北都銀行理 事・元県警職員
10	監事	伊藤 和美	(一社)秋田県銀行協会常務理 事兼事務局長
11	監事	柳田 高人	秋田県商工会連合会 専務理事
12	評議員	内村 和人	(一社)秋田県警 備業協会顧問
13	評議員	鈴木 清	秋田市飲食店組合 環同連合会会長
14	評議員	松岡 信吉	秋田県遊技業協 同組合理事長
15	評議員	武田 勝	(公財)秋田県生活衛生営業指 導センター専務理事
16	評議員	稲岡 敬弘	秋田県少年保護育成委員連絡 協議会会長
17	評議員	金山 智紀	秋田県保護司会 連合会会長
18	評議員	渡辺 雅人	(一社)秋田県建設 業協会専務理事
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和 7 年度事業計画書

第 1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第 2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第 1 号事業)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 ア 暴排条例の周知を図り、県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、警察をはじめ関係機関・団体等広く県民を結集し官民一体となった「第34回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催する。(主催 ～ 日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会、秋田弁護士会、当法人、共催 ～ 秋田県、秋田市、秋田県警察、後援～全国暴力追放運動推進センター、開催日 9 月 12 日) イ 県民大会開催について新聞広告掲載、ホームページ及び県内各市町村広報誌(紙)等を活用した広報啓発活動を実施する。 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、各種講習・キャンペーンのほか、機関誌(紙)やポスター・パンフレット等を活用し、潜在化・不透明化する暴力団の実態を広く県民に知らせ、暴力団排除思想の普及と高揚を図る。 イ FM秋田を活用した広報 (ア) FM秋田のラジオ番組を活用して広報を推進し、秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 (イ) FM秋田が作成するフリーペーパーを活用し、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介し相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知する。 ウ 秋田県警察管理のモニターを活用した広報 秋田県警察交通企画課管理のモニターを活用し、広報啓発活動を実施する。 エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 総合広告代理店に新名称を含む封筒のデザインを変更を契約、暴力相談フリーダイヤル電話等の広告を印刷した「郵便局窓口現金用封筒」を郵宣東日本支社に発注し県内 6 郵便局(秋田中央局・土崎局・大館局・能代駅前局・大曲局・横手局)にて広報。 オ 新聞広告を活用した広報 秋田さきがけ新報の紙面に、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知して秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 カ 他機関広報誌(紙)等活用による広報 他機関広報誌(紙)への掲載依頼、不当要求防止責任者講習及び各種研修会(会合)等を活用して広報を推進し、相談制度の周知徹底及び秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 (3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴排条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (4) 各種契約に「暴排条項」導入の推進 不当要求防止責任者講習や関係機関・団体との連絡協議会等の機会を活用し、各種契約・約款等への暴排条項導入の支援活動を推進する。

事業名	事業内容
	(5) ホームページの有効活用 ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。新名称を含めて更新、スマホ利用者でも対応可能とする。 (6) 賛助会員の拡大 事業活動に対する理解と協力を確保するための広報活動を推進するとともに賛助会員制度の周知を図り、賛助会員の維持・拡大を図り事業資金を確保に努める。
2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動 (第2号事業)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を支援する。 (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員に対し、暴力団関係情報等の提供、研修会の開催及び助成金の交付等により活動の活性化を図る。 (3) 関係機関・団体等との連携の強化 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携を強化し、効果的な支援活動を推進する。
3 暴力相談活動 (第3号事業)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 民事介入暴力や不当要求行為に関する暴力相談を適切かつ迅速に行うため弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士のほか、保護司、少年指導委員を暴力追放相談委員に委嘱するとともに、それぞれの専門的知識・経験を生かした相談活動を推進する。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため関係機関・団体等の各相談窓口と緊密に連携し、的確な暴力相談の受理体制を確立する。 イ 各地区(ブロック別)毎に暴力相談所を開設して相談活動を推進する。 (3) 「暴力相談」利用の促進 ホームページ、ラジオ番組、新聞広告等各種広報媒体を効果的に活用して暴力相談活動の周知を図り、利用の促進に努める。
4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 少年の健全育成を目指す関係機関・団体及び少年指導委員と連携を強化して、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の暴力団組織への加入阻止を図る。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に触手を伸ばす暴力団の実態等について、各種広報媒体を活用して効果的に広報啓発活動を行い、県民の暴力団排除思想の高揚を図る。
5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱支援活動 警察、国・県・市町村等行政機関、保護司会連合会等関係機関・団体と連携して、暴力団組員等に対する組織からの離脱の働きかけを支援する。 (2) 協賛事業所との連携の強化 ア 協賛事業所を定期的に訪問して現況を把握するとともに、継続して離脱者の就労に対する理解と協力を求める。 イ 離脱者を雇用した事業所に対しては、速やかに雇用報奨金を支給するなど、継続した雇用先の確保に努める。 (3) 離脱者、離脱希望者等に対する支援 離脱者及び離脱希望者に対しては個々面接と助言等による就労支援を実施し、生活基盤の安定を図る。

事業名	事業内容
6 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 (第6号事業)	(1) 住民等から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を実施する。 (2) 制度の周知徹底を図るための広報を実施する。
7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)	(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (2) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 不当要求防止責任者講習について、ホームページへの掲示等各種広報媒体を利用した効果的な広報を行い、受講の促進を図る。 (3) 不当要求による被害防止体制の確立 企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対して、最新の暴力団情勢に基づいた適切な対応の習得を重点とした不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、被害防止体制の確立を図る。 (4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア 受講者に対してアンケート調査を実施し、事後の講習の参考に資するほか、ニーズに対応した講習を実施する。 イ 弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。
8 不当要求情報管理機関に対する援助 (第8号事業)	(1) 研修会への講師派遣等 不当要求行為による被害を防止するための研修会等に講師を派遣し、講習のほか、各種資料の提供及び必要な助言・指導に努める。 (2) 暴力団の活動状況等の情報提供 関係機関との連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団員の活動状況等について情報提供する。 (3) 照会に対する回答 照会に対しては、迅速・的確に対応する。
9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)	(1) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援 警察と連携した暴力団事務所撤去運動等に対し、助成金を交付するなど、自主的組織活動を支援する。 (2) 訴訟費用等の無利子貸付及び補助 暴力団等に対する訴訟費用及び損害に対する被害修復費用について、無利子貸付及び補助をする。 (3) 見舞金の支給及びカウンセラー等の派遣要請 暴力団犯罪の被害者に対して見舞金を支給するほか、必要に応じて関係機関に対し、カウンセラー等の派遣を要請する。
10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)	(1) 少年指導委員研修会等の実施 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「少年指導員」に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させる研修会を開催し、暴力団関係情報及び暴排資料等を提供する。 イ 警察本部人身安全対策課と連携し、効果的な研修会を開催する。

事業名	事業内容
11 調査研究活動 (第11号事業)	(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 警察、弁護士会と連携し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び調査研究を行い、各種相談及び支援事業等に活用する。 (2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習等の機会を活用し、県民会議の事業活動に対する理解度、認知度及び意見・要望等を把握するためアンケート調査を実施し、事業活動に反映させる。 (3) 調査・資料の収集活動 警察や全国暴力追放運動推進センター及び東北ブロック暴力追放運動推進センター等の会議等において、全国的な暴力団情報を調査・収集し、広報資料、相談事業等に活用することにより、暴力団情報を広く県民に提供する。
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 当秋田県民会議の事業活動を健全に推進するため、定期に開催される理事会及び評議員会で事業報告を行い、その意見を求め事業を推進する。 イ 必要に応じて臨時理事会、臨時評議員会を開催する。 (2) 暴力追放功労表彰の実施 暴力追放活動に功労があった個人及び団体に対して積極的に表彰(県、東北ブロック、全国)を実施する。

収支予算書総括表

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,529,000	6,529,000	0
事業収益			
委託費	2,892,100	2,715,000	177,100
民間助成金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	8,200,000	8,200,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	18,621,100	17,444,000	1,177,100
(2) 経常費用			
事業費	13,900,400	13,174,300	726,100
役員報酬	2,100,000	2,100,000	0
給料手当	3,231,400	3,254,400	△ 23,000
福利厚生費	851,720	885,400	△ 33,680
研修会議費	92,570	105,800	△ 13,230
旅費交通費	482,000	409,500	72,500
通信運搬費	531,800	527,600	4,200
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	99,000	166,700	△ 67,700
修繕費	70,000	91,000	△ 21,000
印刷製本費	793,550	1,265,300	△ 471,750
啓発費	1,757,600	1,599,500	158,100
燃料費	47,570	37,600	9,970
光熱水料費	69,000	87,000	△ 18,000
賃借料	1,521,840	969,600	552,240
保険料	96,040	82,500	13,540
諸謝金	517,100	410,000	107,100
租税公課	35,770	25,000	10,770
支払助成金	960,000	460,000	500,000
支払給付金	280,000	280,000	0
雑費	290,400	244,600	45,800
減価償却費	63,040	162,800	△ 99,760
管理費	5,071,000	5,034,000	37,000
役員報酬	900,000	900,000	0
給料手当	1,979,040	1,989,600	△ 10,560
福利厚生費	472,270	470,900	1,370
会議費	10,890	12,700	△ 1,810
旅費交通費	66,500	80,700	△ 14,200
通信運搬費	98,000	112,800	△ 14,800
消耗什器備品費	10,000	20,000	△ 10,000

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
消耗品費	39,000	20,000	19,000
修繕費	30,000	39,000	△ 9,000
印刷製本費	9,900	26,000	△ 16,100
燃料費	7,100	5,600	1,500
光熱水料費	46,000	58,000	△ 12,000
賃借料	574,000	457,400	116,600
保険料	31,370	25,700	5,670
諸謝金	605,000	605,000	0
租税公課	27,930	14,000	13,930
支払負担金	102,200	92,200	10,000
雑費	61,800	61,600	200
減価償却費	0	42,800	△ 42,800
経常費用計	18,971,400	18,208,300	763,100
調整前当期経常増減額	△ 350,300	△ 764,300	414,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 350,300	△ 764,300	414,000
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 350,300	△ 764,300	414,000
一般正味財産期首残高	15,902,290	16,666,590	△ 764,300
一般正味財産期末残高	15,551,990	15,902,290	△ 350,300
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	6,611,545	6,611,545	0
基本財産受取利息	6,611,545	6,611,545	0
一般正味財産への振替額	6,529,000	6,529,000	0
一般正味財産への振替額	6,529,000	6,529,000	0
当期指定正味財産増減額	82,545	82,545	0
当期指定正味財産期首残高	581,794,976	581,712,431	82,545
当期指定正味財産期末残高	581,877,521	581,794,976	82,545
III 正味財産期末残高	597,429,511	597,697,266	△ 267,755

収支予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

【公益目的事業会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	3,264,500	0
事業収益			
委託費	2,892,100	2,715,000	177,100
民間助成金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	6,560,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	13,716,600	12,539,500	1,177,100
(2) 経常費用			
事業費	13,900,400	13,174,300	726,100
役員報酬	2,100,000	2,100,000	0
給料手当	3,231,400	3,254,400	△ 23,000
福利厚生費	851,720	885,400	△ 33,680
研修会議費	92,570	105,800	△ 13,230
旅費交通費	482,000	409,500	72,500
通信運搬費	531,800	527,600	4,200
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	99,000	166,700	△ 67,700
修繕費	70,000	91,000	△ 21,000
印刷製本費	793,550	1,265,300	△ 471,750
啓発費	1,757,600	1,599,500	158,100
燃料費	47,570	37,600	9,970
光熱水料費	69,000	87,000	△ 18,000
賃借料	1,521,840	969,600	552,240
保険料	96,040	82,500	13,540
諸謝金	517,100	410,000	107,100
租税公課	35,770	25,000	10,770
支払助成金	960,000	460,000	500,000
支払給付金	280,000	280,000	0
雑費	290,400	244,600	45,800
減価償却費	63,040	162,800	△ 99,760
経常費用計	13,900,400	13,174,300	726,100
調整前当期経常増減額	△ 183,800	△ 634,800	451,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 183,800	△ 634,800	451,000
2, 経常外増減の部			0

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
(1) 経常外収益				0
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用				0
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		△ 183,800	△ 634,800	451,000
一般正味財産期首残高		12,039,959	12,674,759	△ 634,800
一般正味財産期末残高		11,856,159	12,039,959	△ 183,800
Ⅱ	指定正味財産増減の部			
	基本財産運用益	3,305,773	3,305,773	0
	基本財産受取利息	3,305,773	3,305,773	0
	一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	0
	一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	0
	当期指定正味財産増減額	41,273	41,273	0
	当期指定正味財産期首残高	290,897,488	290,856,215	41,273
	当期指定正味財産期末残高	290,938,761	290,897,488	41,273
Ⅲ	正味財産期末残高	302,794,920	302,937,447	△ 142,527

収支予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

【法人会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	3,264,500	0
事業収益			
委託費	0	0	0
民間助成金	0	0	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	1,640,000	1,640,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	4,904,500	4,904,500	0
(2) 経常費用			
管理費	5,071,000	5,034,000	37,000
役員報酬	900,000	900,000	0
給料手当	1,979,040	1,989,600	△ 10,560
福利厚生費	472,270	470,900	1,370
会議費	10,890	12,700	△ 1,810
旅費交通費	66,500	80,700	△ 14,200
通信運搬費	98,000	112,800	△ 14,800
消耗什器備品費	10,000	20,000	△ 10,000
消耗品費	39,000	20,000	19,000
修繕費	30,000	39,000	△ 9,000
印刷製本費	9,900	26,000	△ 16,100
燃料費	7,100	5,600	1,500
光熱水料費	46,000	58,000	△ 12,000
賃借料	574,000	457,400	116,600
保険料	31,370	25,700	5,670
諸謝金	605,000	605,000	0
租税公課	27,930	14,000	13,930
支払負担金	102,200	92,200	10,000
雑費	61,800	61,600	200
減価償却費	0	42,800	△ 42,800
経常費用計	5,071,000	5,034,000	37,000
調整前当期経常増減額	△ 166,500	△ 129,500	△ 37,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 166,500	△ 129,500	△ 37,000
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
(2) 経常外費用				0
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		△ 166,500	△ 129,500	△ 37,000
一般正味財産期首残高		3,862,331	3,991,831	△ 129,500
一般正味財産期末残高		3,695,831	3,862,331	△ 166,500
II	指定正味財産増減の部	0	0	0
	基本財産運用益	3,305,772	3,305,772	0
	基本財産受取利息	3,305,772	3,305,772	0
	一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
	一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
	当期指定正味財産増減額	41,272	41,272	0
	当期指定正味財産期首残高	290,897,488	290,856,216	41,272
	当期指定正味財産期末残高	290,938,760	290,897,488	41,272
III	正味財産期末残高	294,634,591	294,759,819	△ 125,228

収支予算書内訳表

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	3,264,500	6,529,000
事業収益			
責任者講習受託収益	2,892,100	0	2,892,100
民間助成金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	1,640,000	8,200,000
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	13,716,600	4,904,500	18,621,100
(2) 経常費用			
事業費	13,900,400		13,900,400
役員報酬	2,100,000		2,100,000
給料手当	3,231,400		3,231,400
福利厚生費	851,720		851,720
研修会議費	92,570		92,570
旅費交通費	482,000		482,000
通信運搬費	531,800		531,800
消耗什器備品費	10,000		10,000
消耗品費	99,000		99,000
修繕費	70,000		70,000
印刷製本費	793,550		793,550
啓発費	1,757,600		1,757,600
燃料費	47,570		47,570
光熱水料費	69,000		69,000
賃借料	1,521,840		1,521,840
保険料	96,040		96,040
諸謝金	517,100		517,100
租税公課	35,770		35,770
支払助成金	960,000		960,000
支払給付金	280,000		280,000
雑費	290,400		290,400
減価償却費	63,040		63,040
管理費		5,071,000	5,071,000
役員報酬		900,000	900,000
給料手当		1,979,040	1,979,040
福利厚生費		472,270	472,270
会議費		10,890	10,890
旅費交通費		66,500	66,500
通信運搬費		98,000	98,000
消耗什器備品費		10,000	10,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
消耗品費		39,000	39,000
修繕費		30,000	30,000
印刷製本費		9,900	9,900
燃料費		7,100	7,100
光熱水料費		46,000	46,000
賃借料		574,000	574,000
保険料		31,370	31,370
諸謝金		605,000	605,000
租税公課		27,930	27,930
支払負担金		102,200	102,200
雑費		61,800	61,800
減価償却費		0	0
経常費用計	13,900,400	5,071,000	18,971,400
調整前当期経常増減額	△ 183,800	△ 166,500	△ 350,300
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	△ 183,800	△ 166,500	△ 350,300
2, 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 183,800	△ 166,500	△ 350,300
一般正味財産期首残高	12,039,959	3,862,331	15,902,290
一般正味財産期末残高	11,856,159	3,695,831	15,551,990
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,305,773	3,305,772	6,611,545
基本財産受取利息	3,305,773	3,305,772	6,611,545
一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	6,529,000
一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	6,529,000
当期指定正味財産増減額	41,273	41,272	82,545
指定正味財産期首残高	290,897,488	290,897,488	581,794,976
指定正味財産期末残高	290,938,761	290,938,760	581,877,521
Ⅲ 正味財産期末残高	302,794,920	294,634,591	597,429,511

法人名 (公財)秋田県暴力追放運動推進センター

令和 6 年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

財 産 目 録
令和7年3月31日現在

公益財団法人 暴力団排除秋田県民会議

(単位: 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
(流動資産)	普通預金	秋田銀行本店 (通帳:357877) 秋田銀行本店 (通帳:357916) 北都銀行本店 (通帳:788755) J A秋田なまはげ 農協ビル支店 (通帳:3364383)	運転資金として	5,843,185 4,137,917 0 1,551,670
	前払金	あきた芸術劇場ミルハス (株) J T B 公益財団法人全国防犯協会連合会 2円1枚/10円4枚 20円5枚/120円2枚 未使用切手	令和7年9月県民大会会場使用料 令和7年9月県民大会講師旅費・宿泊料 令和7年度団体傷害保険料	153,598 243,760 140,020 45,100 58,640 382
	貯蔵品			
	流動資産合計			6,087,327
(固定資産)				
(固定資産)	基本財産	定期預金 投資有価証券	公益目的保有財産 公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	0 576,097,348 99,848,673 150,560,487 100,000,000 50,000,000 100,000,000 47,426,260 28,261,928
		普通預金	公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	1,202,201 1,202,201
	基本財産合計			577,299,549
	特定資産	暴力団排除活動推進資産 普通預金 運用資金積立資産 普通預金 被害者支援積立資産 普通預金	組事務所使用差止請求訴訟事案に関する 費用として管理されている預金。 公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	5,000,000 5,000,000 5,195,811 5,195,811 2,564,711 2,564,711
特定資産合計				12,760,522
(固定資産)	その他 固定資産	車両運搬具 什器備品1 什器備品2 電話加入権	トヨタカローラ (令和4年1月) ノートパソコン (平成25年) 暴力団検索システム2 (令和4年) 2台分 (824-8989・824-3500)	公益目的保有財産 公益目的事業の用に70%、管理運営の用 に30%供している。 1 1 141,843 149,968
	その他固定資産合計			291,813
	固定資産合計			590,351,884
	資産合計			596,439,211
(流動負債)				
(流動負債)	未払金	日本年金機構秋田年金事務所に対する未払額 ソフトバンク(株)に対する未払額 日本マシナリー(株)に対する未払い額 N T Tぷららに対する未払額 協和石油(株)に対する未払額 日本郵便(株)に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 秋田県警察本部(県知事)に対する未払額	社会保険料(3月分) 電話使用料(相談用)(3月分) 電話使用料(3月分) インターネット使用料(3月分) 公用車燃料費(3月分) 郵便費(3月分) コピー使用料(3月分) BBパックネット(3月分) 庁舎使用光熱水料費(3月分)	199,141 103,512 3,809 9,617 4,180 6,391 8,913 48,427 4,213 10,079
	預り金	社会保険料被保険者負担分(4名)	社会保険料(3月分)	101,021 101,021
	流動負債合計			300,162
	(固定負債)			0
固定負債合計				0
負債合計				300,162
正味財産				596,139,049

令和 6 年 度 事 業 報 告 書

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの間)

第 1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第 2 事業内容

事業名	事業内容
1 第 1 号事業 (広報啓発活動)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第33回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。開催に先立ち県内全市町村の広報誌に掲載依頼。 ア 9月27日(金)、あきた芸術劇場ミルハス中ホールで開催し、一般客を含め関係者約400人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員等が参加》 イ 表彰 ・理事長感謝状 2 個人 ・東北ブロック暴排活動功労表彰 2 個人、1 団体 ・県暴排活動功労表彰 11 個人 エ 祝辞等 ・秋田県警察本部長 山本哲也氏 ・副知事 神部秀行氏 ・県議会議長 北林丈正氏 ・秋田県公安委員会委員長 渡部克宏氏 オ 大会宣言の発声 秋田市副市長 柿崎武彦氏 カ 特別講演 ノーザンハピネッツ株式会社 代表取締役社長 水野勇氣氏 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (ア) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 (通年) 本紙面に、暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告し、県民の暴力団排除意識醸成を図る。 (イ) FM秋田を活用した広報 (通年) ・FM秋田の毎週土曜日の番組が終了後の午前11時55分に暴力相談等に関するコマーシャルで、潜在被害者掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成を図った。 ・FM秋田フリーペーパー「秋田を遊ぼう(県全域ロードマップ付き)」に、暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告。 (ウ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 (通年) 現在推進中の暴力相談フリーダイヤル電話等広告掲載の「郵便局窓口現金用封筒」は、郵宣東日本支社と発注契約を締結している。(県内 6 郵便局に配置)

事業名	事業内容																																																																																		
	イ 機関誌(紙)等の作成・配布 【作成】 <table> <tr> <td>(ア) 全国センターだより(春110号、夏111号)</td><td>各90部</td></tr> <tr> <td>(イ) 全国センターだより(秋112号、冬113号)</td><td>各90部</td></tr> <tr> <td>(ウ) 不当要求防止責任者教本(令和6年版)</td><td>4月 720部</td></tr> <tr> <td>(エ) リーフレット暴力団壊滅秋田県民会議の活動</td><td>6月 2,500部</td></tr> <tr> <td>(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」</td><td>11月 1,200部</td></tr> <tr> <td>(カ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」</td><td>239号～262号</td></tr> </table> 【配付】 <table> <tr> <td>(キ) 全国センターだより 春110号、夏111号、秋112号、冬113号</td><td></td></tr> <tr> <td> 役員、相談委員、警察関係者等</td><td>各80部</td></tr> <tr> <td> 県民ホールパンフレットスタンド</td><td>各10部</td></tr> <tr> <td>(ク) 不当要求防止責任者教本</td><td></td></tr> <tr> <td> 〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>5月～6月200部</td></tr> <tr> <td> 〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>7月～12月538部</td></tr> <tr> <td>(ケ) リーフレット公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動</td><td></td></tr> <tr> <td> 〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>5月～6月149部</td></tr> <tr> <td> 〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習</td><td>7月～12月589部</td></tr> <tr> <td> 県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr> <tr> <td>(コ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」239号～262号</td><td></td></tr> <tr> <td> 賛助会員等</td><td>Eメール配信12回</td></tr> <tr> <td> その他</td><td>ホームページ掲載</td></tr> <tr> <td>(サ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」</td><td></td></tr> <tr> <td> 役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等</td><td>1月 600部</td></tr> <tr> <td> 暴力団離脱者社会復帰支援連絡会</td><td>2月14日 22部</td></tr> <tr> <td> 県民ホールパンフレットスタンド</td><td>1月 10部</td></tr> </table> ウ 暴排資料等の作成・配付 【作成】 <table> <tr> <td>(ア) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ(無償入手)</td><td>4月 2,000枚</td></tr> <tr> <td>(イ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A</td><td>5月 500部</td></tr> <tr> <td>(ウ) 暴排ポスター</td><td>5月 580部</td></tr> <tr> <td>(エ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉</td><td>6月 2,300部</td></tr> <tr> <td>(オ) 県民大会景品(緊急脱出用ハンマー)</td><td>8月 600個</td></tr> </table> 【配付】 <table> <tr> <td>(カ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉</td><td></td></tr> <tr> <td> 賛助会員</td><td>4月 660部</td></tr> <tr> <td> 組織犯罪対策課</td><td>30部</td></tr> <tr> <td> 不当要求防止責任者講習</td><td>5月～12月738部</td></tr> <tr> <td> 県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr> <tr> <td> 不当要求行為に係る意見交換会(国交省)</td><td>11月 30部</td></tr> <tr> <td> 警務部主催 被害者支援連絡協議会</td><td>11月 30部</td></tr> <tr> <td> 秋田県証券警察連絡協議会</td><td>11月 16部</td></tr> <tr> <td> 暴力団追放推進委員研修会</td><td>11月・12月 740部</td></tr> <tr> <td> 関係機関等ネットワーク委員会</td><td>11月 30部</td></tr> <tr> <td> 秋田県民事介入暴力対策研究会</td><td>12月 10部</td></tr> <tr> <td> 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会</td><td>1月 17部</td></tr> <tr> <td> 暴力団離脱者支援対策連絡会</td><td>2月 22部</td></tr> </table>	(ア) 全国センターだより(春110号、夏111号)	各90部	(イ) 全国センターだより(秋112号、冬113号)	各90部	(ウ) 不当要求防止責任者教本(令和6年版)	4月 720部	(エ) リーフレット暴力団壊滅秋田県民会議の活動	6月 2,500部	(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」	11月 1,200部	(カ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」	239号～262号	(キ) 全国センターだより 春110号、夏111号、秋112号、冬113号		役員、相談委員、警察関係者等	各80部	県民ホールパンフレットスタンド	各10部	(ク) 不当要求防止責任者教本		〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習	5月～6月200部	〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習	7月～12月538部	(ケ) リーフレット公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動		〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習	5月～6月149部	〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習	7月～12月589部	県民ホールパンフレットスタンド	30部	(コ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」239号～262号		賛助会員等	Eメール配信12回	その他	ホームページ掲載	(サ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」		役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等	1月 600部	暴力団離脱者社会復帰支援連絡会	2月14日 22部	県民ホールパンフレットスタンド	1月 10部	(ア) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ(無償入手)	4月 2,000枚	(イ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A	5月 500部	(ウ) 暴排ポスター	5月 580部	(エ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉	6月 2,300部	(オ) 県民大会景品(緊急脱出用ハンマー)	8月 600個	(カ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉		賛助会員	4月 660部	組織犯罪対策課	30部	不当要求防止責任者講習	5月～12月738部	県民ホールパンフレットスタンド	30部	不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月 30部	警務部主催 被害者支援連絡協議会	11月 30部	秋田県証券警察連絡協議会	11月 16部	暴力団追放推進委員研修会	11月・12月 740部	関係機関等ネットワーク委員会	11月 30部	秋田県民事介入暴力対策研究会	12月 10部	秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	1月 17部	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 22部
(ア) 全国センターだより(春110号、夏111号)	各90部																																																																																		
(イ) 全国センターだより(秋112号、冬113号)	各90部																																																																																		
(ウ) 不当要求防止責任者教本(令和6年版)	4月 720部																																																																																		
(エ) リーフレット暴力団壊滅秋田県民会議の活動	6月 2,500部																																																																																		
(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」	11月 1,200部																																																																																		
(カ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」	239号～262号																																																																																		
(キ) 全国センターだより 春110号、夏111号、秋112号、冬113号																																																																																			
役員、相談委員、警察関係者等	各80部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	各10部																																																																																		
(ク) 不当要求防止責任者教本																																																																																			
〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習	5月～6月200部																																																																																		
〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習	7月～12月538部																																																																																		
(ケ) リーフレット公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動																																																																																			
〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習	5月～6月149部																																																																																		
〈令和6年版〉不当要求防止責任者講習	7月～12月589部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																		
(コ) 機関紙「あきた県民会議J o h o」239号～262号																																																																																			
賛助会員等	Eメール配信12回																																																																																		
その他	ホームページ掲載																																																																																		
(サ) 機関紙「あきた県民会議だよりA0Cvol.51」																																																																																			
役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等	1月 600部																																																																																		
暴力団離脱者社会復帰支援連絡会	2月14日 22部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	1月 10部																																																																																		
(ア) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ(無償入手)	4月 2,000枚																																																																																		
(イ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A	5月 500部																																																																																		
(ウ) 暴排ポスター	5月 580部																																																																																		
(エ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉	6月 2,300部																																																																																		
(オ) 県民大会景品(緊急脱出用ハンマー)	8月 600個																																																																																		
(カ) 暴力団情勢と対策〈2024年版〉																																																																																			
賛助会員	4月 660部																																																																																		
組織犯罪対策課	30部																																																																																		
不当要求防止責任者講習	5月～12月738部																																																																																		
県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																		
不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月 30部																																																																																		
警務部主催 被害者支援連絡協議会	11月 30部																																																																																		
秋田県証券警察連絡協議会	11月 16部																																																																																		
暴力団追放推進委員研修会	11月・12月 740部																																																																																		
関係機関等ネットワーク委員会	11月 30部																																																																																		
秋田県民事介入暴力対策研究会	12月 10部																																																																																		
秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	1月 17部																																																																																		
暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 22部																																																																																		

事業名	事業内容																																																																																																			
	<table><tr><td>(キ)</td><td>暴力団離脱者社会復帰支援チラシ</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～12月738部</td></tr><tr><td></td><td>相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会</td><td>7月4日 25部</td></tr><tr><td></td><td>暴力追放推進委員会研修会</td><td>11月 740部</td></tr><tr><td></td><td>離脱者等支援協賛事業所</td><td>12月 23部</td></tr><tr><td></td><td>暴力団離脱者支援対策連絡会</td><td>2月 20部</td></tr><tr><td></td><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr><tr><td>(ク)</td><td>パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～12月738部</td></tr><tr><td></td><td>少年指導委員研修会</td><td>11月 44部</td></tr><tr><td></td><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr><tr><td>(ケ)</td><td>暴排ポスター</td><td></td></tr><tr><td></td><td>公共機関・金融機関等</td><td>6月 310枚</td></tr><tr><td></td><td>組織犯罪対策課</td><td>6月 200枚</td></tr><tr><td></td><td>県警察本部ホール</td><td>6月 1枚</td></tr><tr><td></td><td>事務局</td><td>6月 2枚</td></tr><tr><td>(コ)</td><td>民暴相談のしおり</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～12月738部</td></tr><tr><td></td><td>秋田県少年問題研究部会</td><td>9月6日 23部</td></tr><tr><td></td><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr><tr><td>(サ)</td><td>秋田県暴力団排除条例チラシ</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～12月738部</td></tr><tr><td></td><td>秋田県少年問題研究部会</td><td>9月6日 23部</td></tr><tr><td></td><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>30部</td></tr><tr><td>(シ)</td><td>機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 50」</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～9月432部</td></tr><tr><td></td><td>秋田県少年問題研究部会</td><td>7月4日 23部</td></tr><tr><td>(ス)</td><td>機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 51」</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習</td><td>6月～9月306部</td></tr><tr><td>(セ)</td><td>「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー</td><td></td></tr><tr><td></td><td>不当要求防止責任者講習 希望者</td><td>5月～12月120枚</td></tr><tr><td>(ソ)</td><td>緊急脱出用ハンマー(県民大会景品)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>第33回暴力団壊滅県民大会</td><td>9月27日 500個</td></tr></table> エ 暴排DVDの購入 (ア) 全国暴追センター「行政対象暴力、暴かれた本性」 (イ) 大阪府暴力追放推進センター「不当要求対策」 オ 民間の自主的組織活動の支援 (ア) 各地区暴力追放運動推進委員会に、活動に必要な資料を提供。(随時) (イ) 活動支援金の交付 各地区暴力追放推進委員会(委嘱数14地区225人)に、活動支援金(暴追委員1名につき2,000円)を交付。(6月) カ 県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供 警察本部県民ホール設置の県民会議パンフレットスタンド及び事務局窓口に、来庁者用暴排資料を提供(上表のとおり)。 キ 特別警戒出動式 秋田拠点センターアルベきらめき広場で開催の秋田県警察主催「年末年始特別警戒出動式」に出席 (12月10日)	(キ)	暴力団離脱者社会復帰支援チラシ			不当要求防止責任者講習	5月～12月738部		相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日 25部		暴力追放推進委員会研修会	11月 740部		離脱者等支援協賛事業所	12月 23部		暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 20部		県民ホールパンフレットスタンド	30部	(ク)	パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A			不当要求防止責任者講習	5月～12月738部		少年指導委員研修会	11月 44部		県民ホールパンフレットスタンド	30部	(ケ)	暴排ポスター			公共機関・金融機関等	6月 310枚		組織犯罪対策課	6月 200枚		県警察本部ホール	6月 1枚		事務局	6月 2枚	(コ)	民暴相談のしおり			不当要求防止責任者講習	5月～12月738部		秋田県少年問題研究部会	9月6日 23部		県民ホールパンフレットスタンド	30部	(サ)	秋田県暴力団排除条例チラシ			不当要求防止責任者講習	5月～12月738部		秋田県少年問題研究部会	9月6日 23部		県民ホールパンフレットスタンド	30部	(シ)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 50」			不当要求防止責任者講習	5月～9月432部		秋田県少年問題研究部会	7月4日 23部	(ス)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 51」			不当要求防止責任者講習	6月～9月306部	(セ)	「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー			不当要求防止責任者講習 希望者	5月～12月120枚	(ソ)	緊急脱出用ハンマー(県民大会景品)			第33回暴力団壊滅県民大会	9月27日 500個
(キ)	暴力団離脱者社会復帰支援チラシ																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	5月～12月738部																																																																																																		
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日 25部																																																																																																		
	暴力追放推進委員会研修会	11月 740部																																																																																																		
	離脱者等支援協賛事業所	12月 23部																																																																																																		
	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月 20部																																																																																																		
	県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																																		
(ク)	パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	5月～12月738部																																																																																																		
	少年指導委員研修会	11月 44部																																																																																																		
	県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																																		
(ケ)	暴排ポスター																																																																																																			
	公共機関・金融機関等	6月 310枚																																																																																																		
	組織犯罪対策課	6月 200枚																																																																																																		
	県警察本部ホール	6月 1枚																																																																																																		
	事務局	6月 2枚																																																																																																		
(コ)	民暴相談のしおり																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	5月～12月738部																																																																																																		
	秋田県少年問題研究部会	9月6日 23部																																																																																																		
	県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																																		
(サ)	秋田県暴力団排除条例チラシ																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	5月～12月738部																																																																																																		
	秋田県少年問題研究部会	9月6日 23部																																																																																																		
	県民ホールパンフレットスタンド	30部																																																																																																		
(シ)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 50」																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	5月～9月432部																																																																																																		
	秋田県少年問題研究部会	7月4日 23部																																																																																																		
(ス)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 51」																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習	6月～9月306部																																																																																																		
(セ)	「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー																																																																																																			
	不当要求防止責任者講習 希望者	5月～12月120枚																																																																																																		
(ソ)	緊急脱出用ハンマー(県民大会景品)																																																																																																			
	第33回暴力団壊滅県民大会	9月27日 500個																																																																																																		

事業名	事業内容																														
	(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針(政府指針)」を解説。 (25回738人) (4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推奨 不当要求防止責任者講習時、各種連絡協議会及び相談時に、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。 (通年) (5) ホームページの有効活用 ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。 イ 主な掲載内容 当法人主催行事や暴排活動等の紹介など内容の充実、随時情報提供を実施。 (ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情報開示、賛助会員募集 (イ) 不当要求防止責任者講習 流れ・開催日時・会場等 (ウ) 不当要求被害防止DVD (無料貸出用) 一覧表 (エ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針 (オ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況 (カ) 暴力追放功労者表彰 (キ) 県民会議機関紙Johō ウ 令和7年度の新名称ホームページ改編契約を締結した。 (6) 賛助会員の拡大 ア 不当要求防止責任者講習や各種会合でリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議活動」を配布し募集広報実施。 イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用し募集広報を実施。 ウ 賛助会員数 (令和7年3月31日現在) (ア) 賛助会員数 620企業、26個人(766.5口内個人29.5口) (イ) 賛助金納入状況 599企業 24個人で、742万円 (ウ) 未納は21企業、2個人、24.5万円 (10月以降納入依頼文書を郵送している)																														
2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (ア) 機関紙「あきた県民会議Johō」の発行 (前記1(2)イ(カ)参照) (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (前記1(2)ウ参照) イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況 <table><tr><td>(ア) 大仙地区委員会</td><td>「暴力団がやってきた」</td><td>6月</td></tr><tr><td>(イ) 仙北地区委員会</td><td>「暴排の標」他1枚</td><td>6月</td></tr><tr><td>(ウ) 秋田東地区委員会</td><td>「暴排に向けて」他1枚</td><td>7月</td></tr><tr><td>(エ) 組織犯罪対策課</td><td>「暴排のシナリオ」他2枚</td><td>7月</td></tr><tr><td>(オ) 男鹿地区委員会</td><td>「暴力団がやってきた」</td><td>8月</td></tr><tr><td>(カ) 能代地区委員会</td><td>「はじめての不当要求対応」</td><td>8月</td></tr><tr><td>(キ) 秋田労働局</td><td>「不当要求の手口」他2本</td><td>11月</td></tr><tr><td>(ク) 秋田県警人身安全対策課</td><td>「身近に潜む危機」</td><td>12月</td></tr><tr><td>(ケ) 国交省秋田運輸支局</td><td>「不当要求の見極め」他1本</td><td>12月</td></tr><tr><td>(コ) 秋田県警組織犯罪対策課</td><td>「不当要求の手口と対応」他2本</td><td>1月</td></tr></table> ウ 不当要求対策DVDの活用 (ア) 全国暴力追放運動推進センター監修のDVD「選択～暴排に向けて～」を不当要求防止責任者講習で視聴覚講習に活用 (5月～12月)	(ア) 大仙地区委員会	「暴力団がやってきた」	6月	(イ) 仙北地区委員会	「暴排の標」他1枚	6月	(ウ) 秋田東地区委員会	「暴排に向けて」他1枚	7月	(エ) 組織犯罪対策課	「暴排のシナリオ」他2枚	7月	(オ) 男鹿地区委員会	「暴力団がやってきた」	8月	(カ) 能代地区委員会	「はじめての不当要求対応」	8月	(キ) 秋田労働局	「不当要求の手口」他2本	11月	(ク) 秋田県警人身安全対策課	「身近に潜む危機」	12月	(ケ) 国交省秋田運輸支局	「不当要求の見極め」他1本	12月	(コ) 秋田県警組織犯罪対策課	「不当要求の手口と対応」他2本	1月
(ア) 大仙地区委員会	「暴力団がやってきた」	6月																													
(イ) 仙北地区委員会	「暴排の標」他1枚	6月																													
(ウ) 秋田東地区委員会	「暴排に向けて」他1枚	7月																													
(エ) 組織犯罪対策課	「暴排のシナリオ」他2枚	7月																													
(オ) 男鹿地区委員会	「暴力団がやってきた」	8月																													
(カ) 能代地区委員会	「はじめての不当要求対応」	8月																													
(キ) 秋田労働局	「不当要求の手口」他2本	11月																													
(ク) 秋田県警人身安全対策課	「身近に潜む危機」	12月																													
(ケ) 国交省秋田運輸支局	「不当要求の見極め」他1本	12月																													
(コ) 秋田県警組織犯罪対策課	「不当要求の手口と対応」他2本	1月																													

事業名	事業内容
	(イ) 大阪府暴力追放推進センターから購入したDVD「不当要求対策」を不当要求防止責任者講習で視聴覚講習に活用 (10月～12月) エ あきた総ぐるみ「闇バイト撲滅ウィーク」における贈呈式 秋田県運転免許センターにおいて、闇バイト撲滅に向けた「啓発用ティッシュ」を大学生少年サポーター(秋田県警察本部人身安全対策課)に贈呈。 (12月13日) (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 ア 暴力追放推進委員の委嘱 第16期暴力追放推進委員(任期：令和8年3月31日まで)に 県内14地区225人を理事長が委嘱 (令和6年4月1日) イ 活動支援金の交付 前記1(2)オ(イ)参照 ウ 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員研修会を県北地区、県南地区、中央地区の3地区でそれぞれ開催し(11月～12月)、各地区暴力追放推進委員会に必要な資料を提供。 (前記1(2)オ(ウ)参照) (3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供(15法人) ア 暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長・常勤相談委員》(4月25日) イ 秋田県銀行警察連絡協議会総会(書面表決)《専務理事》 (4月30日) ウ 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事》 (5月31日) エ 秋田県少年問題研究部会 《専務理事》(9月6日 前記1(2)ウ(コ)参照) オ 秋田県被害者支援連絡協議会《専務理事》 (10月8日) カ 第97回民事介入暴力対策群馬県大会《事務局長》 (11月8日) キ 秋田県証券警察連絡協議会《専務理事》 (11月13日) ク 秋田県街商協会定例総会《専務理事》 (11月15日) ケ 不当要求行為に係る意見交換会～国土交通省 《専務理事・事務局長・相談委員》 (11月18日) コ 司法修習生研修 《専務理事》 (11月21日午前) サ 県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会 《専務理事》 (11月21日午後) シ 不動産保証協会秋田県本部法定研修会《相談委員》 (11月28日) ス 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事・事務局長・相談委員》 (12月20日) セ 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》 (1月31日) ソ 暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会 《専務理事》 (2月14日)
3 第3号事業 (暴力相談活動)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 ア 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和8年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員5名を委嘱(4月1日)。 イ 暴力追放相談委員1名(警察OB)が当法人職員として常勤。 ウ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。

事業名	事業内容																																																		
	(2) 暴力相談への的確な対応 ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による無料相談所を継続開設。 イ 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。取扱件数はなし。 ウ 相談活動実施状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日) (ア) 相談受理件数 99件 (前年比+30件) (イ) 相談対象 <table border="1"> <tr><td>企業</td><td>86件</td></tr> <tr><td>行政</td><td>9件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4件</td></tr> </table> (ウ) 相談種別 <table border="1"> <tr><td>離脱・勧誘・加入強要関係相談</td><td>2件</td></tr> <tr><td>暴力的不当行為</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令に関する相談</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令以外の行為</td><td>0件</td></tr> <tr><td>暴対法に関する相談</td><td>5件</td></tr> <tr><td>(センター事業0件、その他5件)</td><td></td></tr> <tr><td>その他の暴力関係</td><td>92件</td></tr> <tr><td>(反社勢力関係照会等)</td><td></td></tr> </table> (エ) 相談内容の対象暴力団等 <table border="1"> <tr><td>指定暴力団</td><td>0件 (その他の組織 0件)</td></tr> <tr><td>準構成員等</td><td>0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98件 不明 1件</td></tr> </table> (オ) 処理状況 <table border="1"> <tr><td>解決</td><td>94件</td></tr> <tr><td>引継ぎ</td><td>4件</td></tr> <tr><td>継続処理中</td><td>1件</td></tr> </table> (カ) 相談者の業種別 99件 <table border="1"> <tr><td>行政</td><td>10件</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>31件</td></tr> <tr><td>警備業</td><td>19件</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>10件</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>その他の産業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>その他(飲食店等)</td><td>1件</td></tr> <tr><td>無職</td><td>2件</td></tr> </table> (3) 「暴力相談」利用の促進 ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり イ 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり ウ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり オ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり カ 不当要求防止責任者講習における広報 リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し広報。 キ 他機関紙(誌)への広報依頼 「ふきのとうホットライン」等秋田県等発行のリーフレットに「暴力相談窓口」の掲載を依頼。(4月)	企業	86件	行政	9件	その他	4件	離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	0件	暴対法に関する相談	5件	(センター事業0件、その他5件)		その他の暴力関係	92件	(反社勢力関係照会等)		指定暴力団	0件 (その他の組織 0件)	準構成員等	0件	その他	98件 不明 1件	解決	94件	引継ぎ	4件	継続処理中	1件	行政	10件	金融・保険業	31件	警備業	19件	不動産業	10件	建設業	1件	その他の産業	1件	その他(飲食店等)	1件	無職	2件
企業	86件																																																		
行政	9件																																																		
その他	4件																																																		
離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件																																																		
暴力的不当行為	0件																																																		
刑罰法令に関する相談	0件																																																		
刑罰法令以外の行為	0件																																																		
暴対法に関する相談	5件																																																		
(センター事業0件、その他5件)																																																			
その他の暴力関係	92件																																																		
(反社勢力関係照会等)																																																			
指定暴力団	0件 (その他の組織 0件)																																																		
準構成員等	0件																																																		
その他	98件 不明 1件																																																		
解決	94件																																																		
引継ぎ	4件																																																		
継続処理中	1件																																																		
行政	10件																																																		
金融・保険業	31件																																																		
警備業	19件																																																		
不動産業	10件																																																		
建設業	1件																																																		
その他の産業	1件																																																		
その他(飲食店等)	1件																																																		
無職	2件																																																		

事業名	事業内容
4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和7年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員5名を委嘱し、暴力追放相談委員による少年相談への対応体制を構築し、関係機関・団体と連携強化。(4月) (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配付し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。(5月～12月 25回 前記1(2)ウ(ク)参照)
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握、体制の保持。(通年) イ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。(通年) (2) 協賛事業所との連携強化 ア 県内協賛事業所を訪問し、離脱者就労に対する理解と協力要請を実施。(通年) イ 雇用報奨金の支給は、取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 取扱いなし。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページへの掲載。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」による広報を実施。 ウ チラシ等暴排資料による広報を実施。 エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等を配付し広報を実施。 (2) 暴力団事務所使用差止請求代行訴訟活動 取扱いなし。
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	(1) 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換 5月7日(火)、秋田弁護士会館において、今年度の不当要求責任者講習のあり方を意見交換。 (2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。(25回738人) (3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講促進を実施。 イ 県警察組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者・受講希望者に受講案内を送付。 (4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用し、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、職場での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。

事業名	事業内容																																									
	(5) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容（5月～12月） （7） 不当要求防止責任者講習の都度アンケート調査を実施しその結果を次の講習に反映させ充実化。 （4） 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 （7） 県警察組織犯罪対策課アドバイザーによる暴力団情勢等の講話を実施。 （エ） 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」により視聴覚講習、併せて職場でのマニュアル作りに資するための事例に基づいた講習を実施。 イ 講習の実施状況（令和6年5月22日～同年12月12日） （7） 実施回数 25回 県内9会場で実施 <table><tr><td>秋田市9回</td><td>鹿角市1回</td><td>大館市3回</td></tr><tr><td>能代市2回</td><td>由利本荘市3回</td><td>大仙市3回</td></tr><tr><td>横手市2回</td><td>仙北市1回</td><td>湯沢市1回</td></tr></table> （4） 講習受講人員 738人 <table><tr><td>選任時講習</td><td>343人</td></tr><tr><td>定期講習</td><td>395人</td></tr></table> （7） 講習受講者職種別 738人 <table><tr><td>金融・保険業</td><td>213人</td><td>娯楽業</td><td>20人</td></tr><tr><td>建設・不動産業</td><td>126人</td><td>製造業</td><td>17人</td></tr><tr><td>運輸・運送業</td><td>16人</td><td>警備業</td><td>10人</td></tr><tr><td>販売業</td><td>74人</td><td>医療機関</td><td>23人</td></tr><tr><td>旅館ホテル業</td><td>6人</td><td>公務所</td><td>148人</td></tr><tr><td>飲食店営業</td><td>7人</td><td>その他</td><td>15人</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>63人</td><td></td><td></td></tr></table>	秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回	横手市2回	仙北市1回	湯沢市1回	選任時講習	343人	定期講習	395人	金融・保険業	213人	娯楽業	20人	建設・不動産業	126人	製造業	17人	運輸・運送業	16人	警備業	10人	販売業	74人	医療機関	23人	旅館ホテル業	6人	公務所	148人	飲食店営業	7人	その他	15人	サービス業	63人		
秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回																																								
能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回																																								
横手市2回	仙北市1回	湯沢市1回																																								
選任時講習	343人																																									
定期講習	395人																																									
金融・保険業	213人	娯楽業	20人																																							
建設・不動産業	126人	製造業	17人																																							
運輸・運送業	16人	警備業	10人																																							
販売業	74人	医療機関	23人																																							
旅館ホテル業	6人	公務所	148人																																							
飲食店営業	7人	その他	15人																																							
サービス業	63人																																									
8 第8号事業 （不当要求情報管理機関に対する援助）	（1） 暴力団の活動状況等の情報提供（通年） 秋田県銀行警察連絡協議会等の関係機関・団体と連携強化し、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等を情報提供。 （2） 照会に対する適正な回答（通年） 各機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。																																									
9 第9号事業 （被害者の救済・支援活動）	（1） 被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。 （2） 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページへの掲載による広報を実施。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。 （3） 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等での広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長、暴力追放相談委員》(25回)																																									
10 第10号事業 （少年指導委員の活動に必要な研修等の実施）	（1） 少年指導委員研修会における講話 全県少年指導委員研修会(県警察人身安全対策課主催) （2） 関係機関・団体との連携 第4号事業(少年に対する暴力団の影響を排除する活動)に記載のとおり。																																									

事業名	事業内容
11 第11号事業 (調査研究活動)	(1) 県内外の情報を調査・収集し、当法人発行の広報資料、講習等の資料に活用。 ア 暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長、暴力追放相談委員》(東京：4月25日) イ 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換勉強会 《事務局長・常勤相談委員》(弁護士会館：5月7日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事》(仙台市：6月5日) エ 暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《専務理事》(東京：9月25日) オ 秋田県証券警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：11月13日) カ 不当要求行為に係る意見交換会(国交省) 《専務理事》(秋田市：11月18日) キ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事》(秋田市：12月20日) ク 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：1月31日)
12 そ の 他	(1) 理事会及び評議員会の開催状況 ア 理事会の開催 (ア) 第1回通常理事会 (5月16日) (イ) 第2回臨時理事会(書面表決) (9月2日) (ウ) 第3回臨時理事会 (10月23日) (エ) 第4回臨時理事会(書面表決) (2月17日) (オ) 第5回通常理事会 (3月24日) イ 評議員会の開催 (ア) 定時評議員会 (6月18日) (イ) 第2回臨時評議員会(書面表決) (9月28日) (ウ) 第3回臨時評議員会(書面表決) (3月5日) (2) 役員(理事)辞任に伴う法人登記 辞任理事及び新理事の登記を適正実施 (9月登記) (3) 名称変更に伴う新名称法人登記準備 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議から同秋田県暴力追放運動推進センターに名称変更のための法人登記手続きを推進 (令和7年度4月登記) (4) 第34回暴力団壊滅秋田県民大会のための手続きを推進 開催予定日 令和7年9月12日 予 約 会 場 あきた芸術劇場ミルハス 中ホール (5) 全国表彰受賞者の決定 8月、全国暴力追放推進センターに全国表彰栄誉金章・銀章及び銅章各1名を上申。9月24日受賞者決定通知。秋田中央地区暴力追放推進委員「尾川光雄氏が金章受賞」、由利本荘地区同委員「伊藤周平氏が銅章受賞」(11月21日明治記念館での全国暴力追放運動中央大会に出席し、伝達された)。

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月31日現在

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,843,185	7,400,326	△1,557,141
普通預金	5,843,185	7,400,326	△1,557,141
前払金	243,760	168,000	75,760
貯蔵品	382	1,048	△666
流動資産合計	6,087,327	7,569,374	△1,482,047
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	576,097,348	575,988,175	109,173
その他基本財産	1,202,201	1,202,201	
基本財産合計	577,299,549	577,190,376	109,173
(2) 特定資産			
暴力団排除活動推進資産	5,000,000	5,000,000	
運用資金積立資産	5,195,811	5,195,811	
被害者支援積立資産	2,564,711	2,564,711	
特定資産合計	12,760,522	12,760,522	
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	142,463	△142,462
什器備品	141,844	204,883	△63,039
電話加入権	149,968	149,968	
その他固定資産合計	291,813	497,314	△205,501
固定資産合計	590,351,884	590,448,212	△96,328
資産の部合計	596,439,211	598,017,586	△1,578,375
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	199,141	207,417	△8,276
預り金	101,021	112,903	△11,882
流動負債合計	300,162	320,320	△20,158
2 固定負債			
負債の部合計	300,162	320,320	△20,158
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	581,904,149	581,794,976	109,173
指定正味財産合計	581,904,149	581,794,976	109,173
(うち基本財産への充当額)	(577,299,549)	(577,190,376)	(109,173)
2 一般正味財産	14,234,900	15,902,290	△1,667,390
(うち特定資産への充当額)	(12,760,522)	(12,760,522)	()
正味財産の部合計	596,139,049	597,697,266	△1,558,217
負債及び正味財産合計	596,439,211	598,017,586	△1,578,375

貸借対照表内訳表

令和 7年 3月31日現在

(単位: 円)

科 目	(公財)暴力団排除秋田県民会議			内部取引等消去	合 計
	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計		
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	3,753,418		2,089,767		5,843,185
前払金	232,600		11,160		243,760
貯蔵品			382		382
流動資産合計	3,986,018		2,101,309		6,087,327
2 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	288,048,674		288,048,674		576,097,348
その他基本財産	601,100		601,101		1,202,201
基本財産合計	288,649,774		288,649,775		577,299,549
(2) 特定資産					
暴力団排除活動推進資産	5,000,000				5,000,000
運用資金積立資産	2,597,905		2,597,906		5,195,811
被害者支援積立資産	1,282,356		1,282,355		2,564,711
特定資産合計	8,880,261		3,880,261		12,760,522
(3) その他固定資産					
車両運搬具	1				1
什器備品	141,844				141,844
電話加入権	104,978		44,990		149,968
その他固定資産合計	246,823		44,990		291,813
固定資産合計	297,776,858		292,575,026		590,351,884
資産の部合計	301,762,876		294,676,335		596,439,211
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	130,155		68,986		199,141
預り金	63,232		37,789		101,021
流動負債合計	193,387		106,775		300,162
2 固定負債					
負債の部合計	193,387		106,775		300,162
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
出捐金	290,952,074		290,952,075		581,904,149
指定正味財産合計	290,952,074		290,952,075		581,904,149
(うち基本財産への充当額)	(288,649,774)	()	(288,649,775)	()	(577,299,549)
2 一般正味財産	10,662,732		3,572,168		14,234,900
(うち特定資産への充当額)	(8,880,261)	()	(3,880,261)	()	(12,760,522)
正味財産の部合計	301,614,806		294,524,243		596,139,049
負債及び正味財産合計	301,808,193		294,631,018		596,439,211

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,529,672	6,550,852	△21,180
特定資産運用益			
特定資産受取利息	7,139	96	7,043
受取会費			
賛助会員受取会費	7,420,000	7,695,000	△275,000
受取補助金等			
責任者講習受託収益	2,714,646	2,714,987	△341
受取寄付金			
受取寄付金	25,661		25,661
雑収益			
受取利息	4,724	100	4,624
経常収益計	16,701,842	16,961,035	△259,193
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,100,000	1,944,000	156,000
給料手当	3,231,360	1,848,655	1,382,705
福利厚生費	875,131	657,086	218,045
研修会議費	81,263	87,420	△6,157
旅費交通費	439,479	330,657	108,822
通信運搬費	427,014	452,321	△25,307
減価償却費	162,762	262,786	△100,024
消耗什器備品費	9,680		9,680
消耗品費	114,482	64,938	49,544
修繕費	49,203	36,946	12,257
印刷製本費	1,312,030	1,264,715	47,315
啓発費	1,880,545	1,594,400	286,145
燃料費	47,729	37,087	10,642
光熱水料費	72,886	89,984	△17,098
賃借料	1,278,682	1,224,479	54,203
保険料	82,782	94,585	△11,803
諸謝金	455,685	398,222	57,463
租税公課	24,150	35,770	△11,620
支払助成金	450,000	452,000	△2,000
雑費	230,971	291,430	△60,459
管理費			
役員報酬	900,000	1,296,000	△396,000
給料手当	1,949,040	1,359,545	589,495
福利厚生費	436,469	443,485	△7,016
会議費	6,415	8,361	△1,946
旅費交通費	41,676	58,740	△17,064
通信運搬費	100,910	110,476	△9,566
減価償却費	42,739	85,606	△42,867
消耗什器備品費	10,890		10,890
消耗品費	170,164	43,957	126,207
修繕費	21,087	15,834	5,253
印刷製本費	13,420	20,570	△7,150
燃料費	7,830	1,246	6,584
光熱水料費	48,594	59,982	△11,388
賃借料	548,597	590,210	△41,613
保険料	26,058	27,015	△957

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
諸謝金	550,187	602,261	△52,074
租税公課	12,950	19,130	△6,180
支払負担金	94,200	83,200	11,000
雑費	62,172	57,080	5,092
経常費用計	18,369,232	16,050,179	2,319,053
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,667,390	910,856	△2,578,246
投資有価証券評価損益等		32,500	△32,500
投資有価証券評価損益等		32,500	△32,500
当期経常増減額	△1,667,390	943,356	△2,610,746
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	△1,667,390	943,356	△2,610,746
当期一般正味財産増減額	△1,667,390	943,356	△2,610,746
一般正味財産期首残高	15,902,290	14,958,934	943,356
一般正味財産期末残高	14,234,900	15,902,290	△1,667,390
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,529,672	6,550,852	△21,180
償却原価法適用による増加額	179,233	154,148	25,085
償却原価法適用による減少額	70,060	70,060	
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	6,529,672	6,550,852	△21,180
当期指定正味財産増減額	109,173	84,088	25,085
指定正味財産期首残高	581,794,976	581,710,888	84,088
指定正味財産期末残高	581,904,149	581,794,976	109,173
III 正味財産期末残高	596,139,049	597,697,266	△1,558,217

正味財産増減計算書内訳表
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	3,264,836		3,264,836		6,529,672
基本財産受取利息	3,264,836		3,264,836		6,529,672
特定資産運用益	4,969		2,170		7,139
特定資産受取利息	4,969		2,170		7,139
受取会費	5,936,000		1,484,000		7,420,000
賛助会員受取会費	5,936,000		1,484,000		7,420,000
受取補助金等	2,714,646				2,714,646
責任者講習受託収益	2,714,646				2,714,646
受取寄付金	25,661				25,661
受取寄付金	25,661				25,661
雑収益	2,495		2,229		4,724
受取利息	2,495		2,229		4,724
経常収益計	11,948,607		4,753,235		16,701,842
(2) 経常費用					
事業費	13,325,834				13,325,834
役員報酬	2,100,000				2,100,000
給料手当	3,231,360				3,231,360
福利厚生費	875,131				875,131
研修会議費	81,263				81,263
旅費交通費	439,479				439,479
通信運搬費	427,014				427,014
減価償却費	162,762				162,762
消耗什器備品費	9,680				9,680
消耗品費	114,482				114,482
修繕費	49,203				49,203
印刷製本費	1,312,030				1,312,030
啓発費	1,880,545				1,880,545
燃料費	47,729				47,729
光熱水料費	72,886				72,886
賃借料	1,278,682				1,278,682
保険料	82,782				82,782
諸謝金	455,685				455,685
租税公課	24,150				24,150
支払助成金	450,000				450,000
雑費	230,971				230,971
管理費			5,043,398		5,043,398
役員報酬			900,000		900,000
給料手当			1,949,040		1,949,040
福利厚生費			436,469		436,469
会議費			6,415		6,415
旅費交通費			41,676		41,676
通信運搬費			100,910		100,910
減価償却費			42,739		42,739
消耗什器備品費			10,890		10,890
消耗品費			170,164		170,164
修繕費			21,087		21,087
印刷製本費			13,420		13,420
燃料費			7,830		7,830
光熱水料費			48,594		48,594
賃借料			548,597		548,597
保険料			26,058		26,058
諸謝金			550,187		550,187
租税公課			12,950		12,950
支払負担金			94,200		94,200
雑費			62,172		62,172
経常費用計	13,325,834		5,043,398		18,369,232
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,377,227		△290,163		△1,667,390
評価損益等計					
当期経常増減額	△1,377,227		△290,163		△1,667,390
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
経常外費用計					
当期経常外増減額					
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△1,377,227		△290,163		△1,667,390
税引前当期一般正味財産増減額	△1,377,227		△290,163		△1,667,390
当期一般正味財産増減額	△1,377,227		△290,163		△1,667,390
一般正味財産期首残高	12,039,959		3,862,331		15,902,290
一般正味財産期末残高	10,662,732		3,572,168		14,234,900

正味財産増減計算書内訳表
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	3,319,422		3,319,423		6,638,845
基本財産受取利息	3,264,836		3,264,836		6,529,672
償却原価法適用による増加額	89,616		89,617		179,233
償却原価法適用による減少額	35,030		35,030		70,060
一般正味財産への振替額	3,264,836		3,264,836		6,529,672
一般正味財産への振替額	3,264,836		3,264,836		6,529,672
当期指定正味財産増減額	54,586		54,587		109,173
指定正味財産期首残高	290,897,488		290,897,488		581,794,976
指定正味財産期末残高	290,952,074		290,952,075		581,904,149
Ⅲ 正味財産期末残高	301,614,806		294,524,243		596,139,049